施設カルテ

【平成26年度】

①施設の基本情報

施設番号	S00390	住所（所在地）	松阪市目田町207番地
施設名称	漕代幼稚園（園舎）		
根拠条例	松阪市立幼稚園条例	設置年度	昭和63年度
担当部署	教育委員会事務局　教育総務課	財産区分	12 公共用財産
設置目的	幼稚園については学校教育法第22条において『義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする』とされている。昭和31年、漕代幼稚園設置。		

②建物の概要

設置形態	併設	用途地域等	市街化調整区域	駐車場（収容台数）	10台（小学校と共用）	
土地	敷地面積	558.00 ㎡	所有者	市	借地期間・借地料	―
主たる建物	建物名称	園舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階
	用途	園舎	建築年月日	平成 1年 3月 8日	建物取得費	49,453,000 円
	延床面積	323.20 ㎡	所有者	市	耐震基準	新耐震基準
	耐震診断（実施年月）	不要			耐震補強（実施年月）	不要

万円以上の大規模改修等の履歴（300万円以上計画）

実施年度	対象建物	改修内容	費用（税込）

リスク・高機能化対応度	
管理・運営上の問題点	市内の幼稚園23園のうち、3園が休園となっています。築後50年以上経過している幼稚園が2園、30年以上40年未満経過している園は6園あり、施設の老朽化が進展しています。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	「松阪市立幼稚園整備計画」や「松阪市子ども・子育て支援事業計画」を基に廃止・統合・転用等を検討していく必要があること。一部の園については教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。幼稚園については地域の小学校と密接に関係しており、廃止統合転用等については地域の十分な理解が必要となること。法律上の制約としては幼稚園施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。

③管理・運営の概要および経費

利用時間	（基本）8:30～14:00	休館日	松阪市立幼稚園管理規則第3条による	運営形態	直営		
委託期間（指定管理の場合）	自　年　月　日			至　年　月　日			
管理者・運営者名	松阪市	業務内容					
正規職員	1.00 人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人
合計	1.00 人						

施設の維持管理に係る経費		施設の運営・事業に係る経費	
維持管理経費	1,014,343	運営・事業等経費	0
光熱水費	66,765	指定管理委託料	
保守点検委託料	199,391	その他の経費	
賃借料	113,786		
修繕費	37,368	②小計	0
その他の経費	597,033	財源 補助金等収入	
人件費	7,238,000	財源 使用料等収入	682,000
職員　等	7,238,000	財源 その他収入	
非常勤職員	0	財源	
①小計	8,252,343	③年間収入合計	682,000
④合計（①＋②）－③	7,570,343 円	市民一人あたりのコスト	45.06 円

④施設の状況

利用内容	単位	実績数（過去3カ年） H24	H25	H26	H26実績（詳細） 使用可能数	稼働率（%）
園児数	人	10	11	12	―	―

類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設	

特記事項	今後の施設のあり方については、平成25年3月に策定しました「松阪市立幼稚園整備計画」や「松阪市立幼稚園のあり方検討委員会の答申」、国の子ども・子育て新制度の動向等を基に慎重に検討していきたい。 避難所指定の有無 【無】